

伊賀市告示第 125 号

令和 5 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度 伊賀市職員募集要項

【前期日程】

令和6年4月1日採用

募集職種

- ・ 事務職（上級）
- ・ 事務職〔職務経験者対象〕（上級・初級）
- ・ 保健師
- ・ 保育士

<受験申込受付期間>

2023（令和5）年5月14日（日）から5月31日（水）まで

※受験手続の詳細は3ページを確認してください。

令和5年度 伊賀市職員募集要項【前期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数		
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢			
事務職	上級	①学校教育法による大学（4年制）を卒業した人 または令和6年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等 の資格があると認める人		平成6年4月2日 以降に生まれた人	8人 程度	
	職務経験者 対象	上級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または 伊賀市職員採用試験委員会が同等の資格があると認 める人で、令和6年3月末時点で民間企業などにおけ る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有 する人		昭和59年4月2日 以降に生まれた人	4人 程度
		初級	学校教育法による高等学校を卒業した人または伊賀市 職員採用試験委員会が同等の資格があると認める人 で、令和6年3月末時点で民間企業などにおける継続 した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人			
保健師		保健師免許を有する人または令和6年3月末までに取 得見込みの人		昭和59年4月2日 以降に生まれた人	若干名	
保育士		保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または 令和6年3月末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されており、 幼稚園教諭免許が有効期間内であること。		平成6年4月2日 以降に生まれた人	若干名	

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週29時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は
問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職（上級）	総合適性検査 （SPI3）	6月 7日（水）から 6月 22日（木）のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
事務職〔職務経験者対象〕 （上級・初級）			
保健師			
保育士			

※テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
事務職（上級）	個別面接	7月 22日（土） 23日（日） 29日（土） 30日（日） のいずれかの日	伊賀市役所本庁	個別面接	9月 2日（土） または 9月 3日（日）	伊賀市役所本庁
事務職〔職務経験者対象〕 （上級・初級）						
保健師						
保育士				個別面接 保育実技※		

※保育実技…ピアノ弾き歌い・絵本読み聞かせ

◆会場所在地

伊賀市役所本庁 伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ電子メールで通知します。
 合否の結果は、受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	約65分

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logofom.jp/form/KPw2/10412>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。
 「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

5月14日(日)～5月31日(水) 午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、5月31日(水) 午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。

郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。

・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。

これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。(ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logofom.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」から電子メールを受信できるように設定してください。)

- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・申し込み完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【勤務条件（令和5年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 190,756円以上、高校卒 159,238円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間（事務職の一般的な例）

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 4 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ(<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 5 新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験会場の変更や、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記4と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度 伊賀市職員募集要項

【後期日程】

令和6年4月1日採用

募集職種

- ・ 事務職（初級）
- ・ 土木技術職（上級・初級）
- ・ 土木技術職〔職務経験者対象〕（上級・初級）
- ・ 上下水道事業技術職（上級・初級）
- ・ 社会福祉士（上級・初級）
- ・ 消防職（上級・初級）
- ・ 消防職〔救急救命士〕（上級・初級）

＜受験申込受付期間＞

2023（令和5）年8月1日（火）から8月18日（金）まで

※受験手続の詳細は5ページを確認してください。

令和5年度 伊賀市職員募集要項【後期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数		
		学 歴 ・ 免 許 等			年 齢	
事 務 職	初 級	①学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人		平成6年4月2日以降に生まれた人	4人程度	
	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）		平成6年4月2日以降に生まれた人		
土 木 技 術 職	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）			昭和59年4月2日以降に生まれた人	若干名
	職 務 経 験 者 対 象	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人			
		初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人			
上 下 水 道 事 業 技 術 職	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）		昭和59年4月2日以降に生まれた人	3人程度	
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）				
社 会 福 祉 士	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、社会福祉士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人		昭和59年4月2日以降に生まれた人	若干名	
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、社会福祉士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人				

消 防 職	上 級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）	平成 6 年 4 月 2 日 以降に生まれ れた人	5 人 程度	
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）			
	救 急 救 命 士	上 級			学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、救急救命士免許を有する人または令和 6 年 3 月末までに取得見込みの人
		初 級			学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、救急救命士免許を有する人または令和 6 年 3 月末までに取得見込みの人

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週 29 時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

◆消防職、消防職〔救急救命士〕については、それぞれ次の要件全てに該当する人に限ります。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね1時間以内の地域に居住すること。
(受験時の居住地は問いません。)
- (3) 交代制勤務ができること。
- (4) 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障がないこと。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職 (初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～	伊賀市役所本庁
	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式	9月8日 (金) から 9月26日 (火) のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
土木技術職 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 専門試験	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～ 専門: 13時30分～	伊賀市役所本庁
土木技術職〔職務経験者対象〕 (上級・初級)			
上下水道事業技術職 (上級・初級)			
社会福祉士 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～	伊賀市役所本庁
	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式	9月8日 (金) から 9月26日 (火) のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
消防職 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 体力測定	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～ 体力: 13時30分～	総合適性検査 (SPI3) : 伊賀市消防本部 体力測定 : 伊賀市民体育館
消防職〔救急救命士〕 (上級・初級)			

※事務職、社会福祉士の受験会場は、伊賀市役所本庁またはテストセンターのいずれかを選択できます。

テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

(参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会 場	内容	試 験 日	会 場
事務職 (初級)	個別面接	10月28日(土) または 10月29日(日)	伊賀市役所本庁	個別面接	11月25日(土) または 11月26日(日)	伊賀市役所本庁
土木技術職 (上級・初級)						
土木技術職〔職務経験者対象〕 (上級・初級)						
上下水道事業技術職 (上級・初級)						
社会福祉士 (上級・初級)						
消防職 (上級・初級)						
消防職〔救急救命士〕 (上級・初級)						

◆会場所在地

伊賀市役所本庁 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地
 伊賀市消防本部・伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町9 2 0 番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ電子メールで通知します。
 合否の結果は、受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約 110 分
		テストセンター方式 約 65 分
専 門 試 験	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約 90 分
	申し込み時に選択した科目（土木・電気・機械のうち一つ）に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	土木 約 90 分 電気 約 90 分 機械 約 120 分
体力測定	立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を行います。	約 3 時間 受験者数により変動します。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/14213>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課、各支所及び消防総務課にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

8月1日（火）～8月18日（金）午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、8月18日（金）午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

- 受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- 申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- 申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申し込み完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください
- ・SPI3の受験会場は、申し込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【勤務条件（令和5年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 190,756円以上、高校卒 159,238円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

《事務職の一般的な例》

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

《消防職、消防職〔救急救命士〕》

日勤者：午前8時30分から午後5時15分まで

交代制勤務者：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

（4週間を平均して1週間あたり38時間45分以内）

◇休日

《事務職の一般的な例》

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

《消防職、消防職〔救急救命士〕》

日勤者：日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

交代制勤務者：勤務体制により異なる場合があります。

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 体力測定では、消防職員として業務遂行に必要な体力を測定します。体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 消防職(救急救命士)については、救急業務以外に消防職員として通常の消防業務にも従事していただけます。
- 3 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ(<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験会場の変更や、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記5と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。



〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度伊賀市職員採用試験申込書【前期日程】

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

受験職種 (受験する職種に○をつけてください。)

事務職 上級	事務職〔職務経験者〕		保健師	保育士
	上級	初級		

令和 年 月 日現在 (←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。)

フリガナ		性別	メールアドレス	
氏名		男・女		
生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)			
フリガナ				
現住所	〒 -		TEL	- -
			緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ				
連絡先	〒 -		TEL	- -

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。))まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))
※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等 (自動車運転免許を含む。)受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

令和5年度伊賀市職員採用試験申込書【後期日程】

受験職種（受験する職種等に○をつけてください。）

事務職		社会福祉士	
初級		上級	初級
テストセンター・伊賀市役所		テストセンター・伊賀市役所	
土木技術職	土木技術職〔職務経験者〕	消防職	
上級	初級	上級	初級
上下水道事業技術職		消防職〔救急救命士〕	
上級	初級		
土木・電気・機械	土木・電気・機械	上級	初級

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真（裏面に氏名記入）を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ		性別	メールアドレス	
氏名		男・女		
生年月日	昭和 平成 年 月 日生（満 歳）			
フリガナ				
現住所	〒 - -		TEL	- -
			緊急連絡先（必ず記入してください。）	TEL - -
フリガナ				
連絡先	〒 - -		TEL	- -

（連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。）

学歴（中学校から順に最終学歴（在学中を含む。）まですべて記入のこと。）※期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴（ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。（臨時職員・パートを含む。））
※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等（自動車運転免許を含む。） 受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

（自署のこと。）

伊賀市告示第 126 号

伊賀市立大山田保育園民営化事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市立大山田保育園民営化事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市立大山田保育園（以下「大山田保育園」という。）を民営化するに当たり、その運営を移管する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成 19 年伊賀市条例第 31 号)第 2 条の規定に基づき、伊賀市立大山田保育園民営化事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 募集要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関し知識経験を有する者
- (2) 経理に関し知識経験を有する者
- (3) 大山田保育園の入所児童の保護者
- (4) 大山田保育園の所在地の住民自治協議会等を代表する者
- (5) 社会福祉事務所長
- (6) 大山田保育園長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報(市又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、事業者の選定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 127 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上友田区

代表者の氏名 川瀬 正治

代表者の住所 伊賀市上友田 3427 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 川瀬 正治

新代表者の氏名 喜久永 崇文

旧代表者の住所 伊賀市上友田 3427 番地

新代表者の住所 伊賀市上友田 6133 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市上友田 3427 番地

新事務所の所在地 伊賀市上友田 6133 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 128 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 162 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市田中区

代表者の氏名 山本 芳寛

代表者の住所 伊賀市田中 1 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 芳寛

新代表者の氏名 山本 康紀

旧代表者の住所 伊賀市田中 1 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市田中 562 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 129 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 58 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

安場区

代表者の氏名 吉川 充

代表者の住所 伊賀市安場 600 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 大西 喜浩

新代表者の氏名 吉川 充

旧代表者の住所 伊賀市安場 2936 番地

新代表者の住所 伊賀市安場 600 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

勝地区

代表者の氏名 森下 明

代表者の住所 伊賀市勝地 626 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 勝本 順子

新代表者の氏名 森下 明

旧代表者の住所 伊賀市勝地 149 番地

新代表者の住所 伊賀市勝地 626 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 8 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 131 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 117 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

瀧区

代表者の氏名 長谷本 善一

代表者の住所 伊賀市瀧 403 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松本 正巳

新代表者の氏名 長谷本 善一

旧代表者の住所 伊賀市瀧 755 番地

新代表者の住所 伊賀市瀧 403 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 8 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 132 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 13 年上野市告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

大内区

代表者の氏名 加藤 繁一

代表者の住所 伊賀市大内 1962 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川口 敬俊

新代表者の氏名 加藤 繁一

旧代表者の住所 伊賀市大内 1885 番地

新代表者の住所 伊賀市大内 1962 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 133 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 183 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

北山区

代表者の氏名 森永 典生

代表者の住所 伊賀市北山 680 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 金山 登伸一

新代表者の氏名 森永 典生

旧代表者の住所 伊賀市北山 1175 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市北山 680 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 134 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 210 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上林区

代表者の氏名 藤本 幹男

代表者の住所 伊賀市上林 329 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山村 繁男

新代表者の氏名 藤本 幹男

旧代表者の住所 伊賀市上林 292 番地

新代表者の住所 伊賀市上林 329 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 10 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 135 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 99 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川北区

代表者の氏名 吉岡 亮衛

代表者の住所 伊賀市川北 530 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中川 博昭

新代表者の氏名 吉岡 亮衛

旧代表者の住所 伊賀市川北 598 番地

新代表者の住所 伊賀市川北 530 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 136 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市猪田西出区

代表者の氏名 中森 正美

代表者の住所 伊賀市猪田 2595 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 多田 文昭

新代表者の氏名 中森 正美

旧代表者の住所 伊賀市猪田 3777 番地の 10

新代表者の住所 伊賀市猪田 2595 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 137 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年大山田村告示第 18 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

畑村区

代表者の氏名 東 義彦

代表者の住所 伊賀市畑村 901 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮崎 孝志

新代表者の氏名 東 義彦

旧代表者の住所 伊賀市畑村 291 番地

新代表者の住所 伊賀市畑村 901 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 138 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

広瀬区

代表者の氏名 久保 源雄

代表者の住所 伊賀市広瀬 730 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 辻 克治

新代表者の氏名 久保 源雄

旧代表者の住所 伊賀市広瀬 388 番地

新代表者の住所 伊賀市広瀬 730 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 154 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月8日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化する等の影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）に対し臨時特別給付金を支給する伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 伊賀市（以下「市」という。）は、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次条に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 廃止前の伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第177

号。以下「令和4年度給付金実施要綱」という。)第2条第1項に規定する支給対象者であった者(以下「令和4年度給付金支給対象者」という。)

(2) 令和4年度給付金支給対象者以外の者で、本給付金の支給の申請をする時点において市に居住するものであって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以後の家計が急変し、次のいずれかに該当するもの

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ アと同様の事情にあると認められる者(1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当するときは、本給付金は、当該者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

令和4年度給付金支給対象者のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条第1項に規定する児童手当等受給・非課税者	令和4年4月1日以後に死亡した場合
令和4年度給付金支給対象者のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条第1項に規定する新規児童手当等受給・非課税者	令和4年度給付金実施要綱に基づいて令和4年度に支給された給付金(以下「令和4年度給付金」という。)の支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
令和4年度給付金支給対象者のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条第1項に規定するその他の支給対象者	令和4年度給付金の支給の申請をした後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、本給付金を支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

（対象児童）

第3条 本給付金の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、平成17年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に掲げる程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市又は他の市町村において既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）又は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の算定の基礎とされた児童は、対象児童としない。

3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（支給額）

第4条 本給付金の支給額は、第2条の規定により本給付金の支給を受ける者（以下「支給対象者」という。）が養育する児童のうち前条に規定する対象児童1人につき、5万円とする。ただし、支給対象者が次の各号に掲げる児童に該当する場合は、当該支給対

象者を、本給付金の算定の基礎とされた児童を養育する者とみなして、本給付金を支給するものとする。

- (1) 第2条第2項に規定する当該者が養育する児童
- (2) 令和4年度給付金実施要綱第2条第2項に規定する当該者が養育する児童
(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、支給対象者のうちの令和4年度給付金支給対象者に対し本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で本給付金の支給を決定する。

2 前項の申込みを受けた支給対象者は、支給を希望しないときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給の決定をした後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに当該令和4年度給付金支給対象者に対し、本給付金を支給する。ただし、第3号に掲げる方式は、当該令和4年度給付金支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 令和4年度給付金の振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 第1項の規定による支給の決定までに、当該令和4年度給付金支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出た口座に振り込む方式
- (3) 市の窓口で現金を交付することにより支給する方式
(申請による支給の方式)

第6条 申請により本給付金の支給を受けようとする者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書兼請求書（様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（以下単に「申請」という。）の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書（様式第4号の1）又は簡易な所得見込額の申立書（様式第4号の2）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を

提出させること等により、申請をする者（以下「申請者」という。）が支給対象者であるかについて確認を行う。

- 3 市長は、申請の際、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第7条 申請の受付開始日は、令和5年6月1日とする。

- 2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。ただし、令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給に係る申請の期限は、令和6年3月15日とする。

（代理による申請）

第8条 代理により申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請をした申請者に対し本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条第1項の規定による支給の決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座）に本給付金の振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座の解約又は変更等の事由により令和6

年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

- 3 市長が第9条の規定による支給の決定を行った後、申請に係る書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他当該申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた者が支給対象者に該当しないことが判明したときは、当該者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月8日から施行する。

伊賀市告示第 155 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月8日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化する等の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し臨時特別給付金を支給する伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 伊賀市（以下「市」という。）は、次に掲げる者（この要綱の定めるところにより支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定による

伊賀市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であつて、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>ア 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受け、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>イ 当該者（アに規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>ウ 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者がアに規定する養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

(3) 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく

市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、公的年金給付等受給者又は家計急変者のうち、令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けているもの又はその他の子育て世帯給付金の支給の実施主体が支給を決定したものについては、給付金を支給しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合は、同表の右欄に掲げる者に対して給付金を支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡した者（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和5年3月28日以後に死亡した者（当該者が当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金の支給等）

第3条 給付金の支給は、支給対象者1人につき、5万円を1回限りとする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のう

ちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者のうち児童扶養手当受給者であるものに対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けたときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、当該申込みをした児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の規定による届出があったときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による支給をもって、当該児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、当該児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 前条第3項の規定による支給の決定までに、児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出た給付金の振込みを希望する金融機関の口座に振り込む方式

(3) 児童扶養手当受給者に市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付期間)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る申請の受付期間は、令和5年6月1日から令和6年2月29日までとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の申請及び支給の方式)

第7条 給付金の支給を受けようとする公的年金給付等受給者及び家計急変者（以下「給付金申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書兼請求書（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）

により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けるときは、戸籍謄本並びに申立書（様式第4号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けるときは、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金申請者の本人確認を行う。
（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る給付金申請書の内容を確認の上、支給を決定し、当該申請をした給付金申請者に対し給付金を支給する。

- 2 市長は、前項の規定による支給をもって、当該給付金申請者に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。
- 3 第1項の規定による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。
ただし、第2号に掲げる方式は、当該申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 申請者に市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

（給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の申請の受付期間内に第7条第1項の規定による申請を受けなかった場合は、当該支給対象者は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給の決定を行った後、市が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに給付金の振込みを希望する金融機関の口座を届け出ている場合にあつては、当該届出をした口座）に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座への振込みが当該指定口座の解約又は変更等により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条第1項の規定による支給の決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月8日から施行する。

伊賀市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 16 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中友田区

代表者の氏名 中井 利晴

代表者の住所 伊賀市中友田 970 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森本 多志

新代表者の氏名 中井 利晴

旧代表者の住所 伊賀市中友田 952 番地

新代表者の住所 伊賀市中友田 970 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 140 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下川原区

代表者の氏名 藤室 知布

代表者の住所 伊賀市下川原 510 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西山 和頼

新代表者の氏名 藤室 知布

旧代表者の住所 伊賀市下川原 455 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市下川原 510 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 141 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 154 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

里出区

代表者の氏名 高森 知司

代表者の住所 伊賀市玉瀧 3631 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 高森 義信

新代表者の氏名 高森 知司

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 3641 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 3631 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 142 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 5 年度伊賀市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

令和5年度
伊賀市一般廃棄物処理実施計画

伊賀市

<目 次>

I 総則

1	計画の目的	1
2	計画区域	1
3	計画実施期間	1

II 一般廃棄物処理実施計画

1	一般廃棄物の種類及び分別の区分	2
	(1) ごみ	
	(2) 市で収集・処理できないもの	
2	収集方法及び処分方法	4
	(1) ごみ	
	(2) し尿	
3	一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）	6
	(1) ごみ	
	(2) し尿	
4	一般廃棄物排出抑制のための施策	7
	(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）	
	(2) 生ごみ処理容器購入費の補助	
5	一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要	7
	(1) ごみ	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥	
6	一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる 委託業者及び許可業者	8
	(1) ごみ	
	(2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃	

I 総則

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和 5 年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適切かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

2 計画区域

伊賀市全域

[人口：86,418 人 世帯数：40,336 世帯（令和 5 年 3 月末時点）]

3 計画実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

Ⅱ 一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

【伊賀北部】(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

種 類		ごみの種類	
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず(ティッシュ、カーボン紙、写真など)、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など	
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	[[プラ]マークのあるもの] カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		有色	
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	
	ペットボトル	[[PET1]マークのあるもの] 飲料用容器、特定調味料の容器	
	アルミ缶	[[アルミ]マークのあるもの] 飲料用の缶	
	埋立ごみ	危険物(カセットボンベ、スプレー缶、ライター)、テープ類(ビデオテープ、カセットテープ)、ガラス・せともの・乾電池類、その他(カイロ、割れたびん、汚れたびんなど)	
	廃食用油	植物性食用油	
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他(紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど) 衣類(シャツ、セーター、ズボン、スカートなど)、古布類(シーツ、タオルなど)	
水銀使用廃製品(*1)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管		
粗大ごみ	タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類		ごみの種類	
燃やすごみ		生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど	
燃やさないごみ		プラスチック製品類（バケツ、洗面器、CDなど）、ガラス・せともの類、その他（刃物など）	
容器包装プラスチック類		[[プラ]マークのあるもの] カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
ライター		ライター	
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	
資 源	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		茶色	
		その他の色	
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	ペットボトル		[[PET1]マークのあるもの] 飲料用容器、特定調味料の容器
	使用済小型家電製品		アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など。
	廃食用油		植物性食用油
	体温計・温度計・蛍光管 電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球
	乾電池類		乾電池類
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など
古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど 布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）、	

(2) 市で収集・処理できないもの

分類・区分	品 目
家電リサイクル法対象商品 (*1)	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パソコン (青山支所管内のみ)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ 液晶ディスプレイ
処理危険物	消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、 感染性廃棄物（使用済注射針など）
処理困難物	温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶 鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど） 塗料（ペンキなど）

*1：青山支所管内のみ事前予約による戸別収集を実施。（別途、リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

2 収集方法及び処分方法

(1) ごみ

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

	種 類	収集形態	収集回数	処分方法
燃えるもの	可燃ごみ	委託業者	週2回	市内民間施設において焼却処理
	硬プラ・革製品類	委託業者	月1回	市内民間施設において焼却処理
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	委託業者	週1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	びん類	委託業者	月1回	回収選別後、容リ協会へ再生委託
	金属類	委託業者	月1回	破碎処理後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	アルミ缶	委託業者	月1回	圧縮成形後、民間業者へ再生委託
	埋立ごみ ①危険物 ②テ-プ類、ガラス・せとも の・乾電池類、その他	委託業者	年6回	①破碎処理後、民間業者へ再生委託 ②埋立処分委託
	廃食用油	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	紙・布類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	水銀使用廃製品(*1)	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
粗大ごみ	直営	随時	民間業者へ再生委託	

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類	収集形態	収集回数	処分方法	
燃やすごみ	委託業者	週2回	焼却処理	
燃やさないごみ	直営・委託	月1回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
容器包装プラスチック類	直営・委託	週1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託	
ライター	委託業者	月1回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
粗大ごみ	直営	随時	破碎処理後、焼却または埋立処理若しくは売却	
資 源	びん類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	缶類	委託業者	月1回	圧縮破碎後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	使用済小型家電製品	委託業者 直営	月1回 随時	回収後、民間業者へ再生委託
	廃食用油	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	体温計・温度計 蛍光管・電球	委託業者	年4回	破碎後、民間業者へ再生委託
	乾電池類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	金属類	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	古紙・古布類 (*1)	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託

*1：桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

(2) し尿

種 類	収集形態	区域	収集回数	処分方法
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月1回 随時	施設処理 伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥	許可業者	伊賀市全域	随時	施設処理 伊賀市浄化センター

3 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）

（1）ごみ

（t/年）

内訳	発生量見込				処理量見込		
	収集総量	直営・委託	許 可	直接搬入	焼却	埋立	資源化
可燃ごみ	20,880	14,474	5,236	1,170	20,880	0	0
不燃ごみ	625	373	55	197	145	480	0
粗大ごみ	361	248	4	109	361	0	0
金属ごみ	803	459	81	263	0	508	295
資源ごみ（びん）	503	422	74	7	0	54	449
資源ごみ（紙・布）	1,197	1,197	0	0	0	0	1,197
ペットボトル	105	105	0	0	0	0	105
容器包装プラスチック	553	553	0	0	0	0	553
廃食用油	11	11	0	0	0	0	11
小型家電	15	15	0	0	0	0	0
その他資源ごみ	19	19	0	0	0	0	19
合 計	25,072	17,876	5,450	1,746	21,386	1,042	2,629

（2）し尿

（kl/年）

種 類	排出量 見込	収集形態別計画収集量		
		収集総量	直 営	許 可
浄化槽汚泥	55,618	55,618	0	55,618
し 尿	7,552	7,552	2,094	5,458
合 計	63,170	63,170	2,094	61,076

4 一般廃棄物排出抑制のための施策

(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）

内 容	児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体並びに障害者基本法による団体のうち、事前に登録した団体に対し、対象となる資源ごみを回収した場合に、回収量 1 kg につき 3 円の奨励金を交付
対象となる資源ごみ	古紙類・古布類
資源化予定量	163 トン

(2) 生ごみ処理容器購入費の補助

内 容	生ごみ処理機（電動型）及びコンポスト容器購入者に対する補助 ・電動型……1 世帯 1 基まで、購入費の 1/2 で上限 30,000 円 ・コンポスト型……1 世帯 2 基まで、購入費の 1/2 で上限 5,000 円
-----	---

(3) 市広報及びケーブルテレビ等による市民への資源化・減量化の啓発

(4) 住民自治協議会、自治会等の団体に対する資源化・減量化の協力依頼

(5) 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会による「ごみ減量・再資源化」の検討と啓発活動の促進

5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要

(1) ごみ

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
さくらリサイクルセンター （ごみ中継施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	中継施設	—
さくらリサイクルセンター （資源化ごみ処理施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	二軸低速回転式破碎機 剪断高速回転式破碎機 選別圧縮梱包機	17.3t/5h
不燃物処理場	伊賀市西高倉 4631 番地	安定型埋立処分場	18,678 m ³

【青山支所管内】（名張市との一部事務組合「伊賀南部環境衛生組合」の施設）

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	流動床式ガス化溶融炉	95t/日
伊賀南部クリーンセンター （破碎選別圧縮施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	二軸高速回転式破碎機 剪断式破碎機 選別圧縮梱包機	45.5t/日

（２）し尿及び浄化槽汚泥

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀市浄化センター	伊賀市長田 4617 番地 3	膜分離高負荷脱窒素処理方式	170kl/日

6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる委託業者及び許可業者

（１）ごみ

①収集運搬委託業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する基準に基づく委託を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルトコ・ホールディング	伊賀市久米町 548-5	上野・大山田
上野再生資源協同組合	伊賀市西明寺 2301	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
伊賀南部一般廃棄物処理 協同組合	名張市南町 822-2	青山
エイチエムリユース有限会 社	名張市東田原 601-29	青山

②収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野・伊賀・島ヶ原・阿山	ごみ
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田	ごみ
株式会社ビルドコーポレーション	伊賀市久米町 548-5	上野・伊賀・阿山・大山田	ごみ
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523	市内	ごみ 24 事業所(上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田)、自社・グループ会社従業員の家庭系粗大ごみ、ごみ(青山)
株式会社 NANBU	檀原市五井町 187-2	上野・青山	ごみ
有限会社マルトモ産業	伊賀市阿保 1828-10	青山	ごみ
三重ケイ・アス環境株式会社	伊賀市上野万町 2222-2	上野・伊賀・阿山	14 事業所の木くず及び廃家電
株式会社エコ・サービス 21	名張市鴻之台一番町 48-1	青山	ごみ
株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195-1	市内 1 事業所	実験用動物の死体及び付随する糞、マット
株式会社富士環境開発	檀原市四条町 20-10	青山	ごみ
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514-1	市内	木、草
三重中央開発株式会社	伊賀市予野 4713	市内	食品残さ、木くず、畳くず等、罹災・災害廃棄物、動物の死体(市内全域) 家電(上野支所花垣地区) ごみ(市内全域) ※ただし、上野支所管内、島ヶ原支所管内、大山田支所管内については自社及び大栄環境株式会社(伊賀市治田・予野地内)に搬入処理をするものに限る。
有限会社クリーンテック名張	名張市下比奈知 1476-1	青山	ごみ
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187-17	市内	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301	市内	廃家電
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺 485-2	市内	草、木、枝、葉、竹及び生ごみ
株式会社向陽	津市森町 1922-1	市内 1 事業所	ごみ

事業者名	所在地	事業区域	摘要
摂津商事株式会社	伊賀市上野万町 2342	上野・伊賀	ごみ(上野)、紙・布(伊賀)
日本資環株式会社	五條市西吉野町夜中 391-2	青山	紙おむつ、脱脂綿、包帯などに 限る。特管一廃(感染性)を除 く。
有限会社アルシ-コンサルタント	伊賀市白樫 2133-3	市内	廃プラ類、廃発泡スチロール、 木くず、金属くず、紙くず、織 維くず

③処分業許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
エヌアイエ株式会社	伊賀市大野木 2178-1	市内	蛍光管の破碎処理
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523	市内	草、木、剪定枝、生ごみ等の破 碎及び堆肥化
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田 2441-1	市内	選別、圧縮、混練造粒、破碎、 RPF化及び埋立
キンキ・パートナーズ株式会社	奈良市奈良阪町 2250-3	島ヶ原	OA機器、電気機器製品の破碎 処理から発生する廃プラスチ ック類、金属くず、ガラスくず、 陶磁器くず及びゴムくず
株式会社イガ再資源	伊賀市西之澤 1384-6	市内	動植物性残さの飼料化
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514-1	市内	木、草の破碎処理(チップ化)
三重中央開発株式会社	伊賀市予野 4713	市内	焼却、破碎、選別、乾燥、焙焼、 炭化、溶融、RPF、混練造粒及 び埋立、肥料化
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187-17	市内	プラスチック類、紙類、木くず 類、繊維類、ゴム類、金属類、 がれき類の破碎、選別、圧縮処 理 ガラス陶器類の破碎処理
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プ ラシック類、木くず、繊維く ず、紙くず、ゴムくず、金属く ず
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301	市内	廃家電製品のリサイクルを目的 とした廃プラスチック類、木 くず、ガラスくず、金属くずの 破碎、圧縮処理
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺 485-2	市内	草、木、枝、葉、竹、籾殻及び 生ごみの破碎、堆肥化、生ごみ のメタン発酵
日本資環株式会社	五條市西吉野町夜中 391-2	青山	事業所からの紙、紙おむつ、木 くず、草、繊維くず、古布など の滅菌乾燥、焼却処理。特管一 廃(感染性)を除く。
有限会社アルシーコンサルタント	伊賀市白樫 2133-3	市内	廃プラスチック類、廃発泡スチ ロール、金属くずの破碎、圧縮 梱包、溶融処理

事業者名	所在地	事業区域	摘要
大栄環境株式会社	和泉市テクノステージ 二丁目 3 番 28 号	市内	混合ごみ・し尿・汚泥のメタン 発酵・堆肥化処理

(2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃

①収集運搬許可業者

(1) ②と同じ

②浄化槽清掃許可業者：浄化槽法第 35 条第 1 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルドコーポレーション	伊賀市久米町 548-5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176-36	青山、上野支所管内（搬入のみ）

伊賀市告示第 143 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年上野市告示第 45 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

高砂町内会

代表者の氏名 沖永 耕一

代表者の住所 伊賀市三田 948 番地の 5

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 福島 康雄

新代表者の氏名 沖永 耕一

旧代表者の住所 伊賀市三田 942 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市三田 948 番地の 5

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市三田 942 番地の 1

新事務所の所在地 伊賀市三田 948 番地の 5

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 144 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山出団地（区）自治会

代表者の氏名 川村 守佐

代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 13

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 米田 保幸

新代表者の氏名 川村 守佐

旧代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 71

新代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 13

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年上野市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

法花区

代表者の氏名 峯 幸彦

代表者の住所 伊賀市法花 2790 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 今井 健夫

新代表者の氏名 峯 幸彦

旧代表者の住所 伊賀市法花 418 番地

新代表者の住所 伊賀市法花 2790 番地の 3

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 9 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 146 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 4 年上野市告示第 39 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

朝日ヶ丘町自治会

代表者の氏名 坂本 武人

代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 194 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 稲濱 建夫

新代表者の氏名 坂本 武人

旧代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 385 番地

新代表者の住所 伊賀市朝日ヶ丘町 194 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 147 号

伊賀市森林作業道整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市森林作業道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の森林における作業道の整備を支援することにより、森林施業及び木材の集材・搬出を促進するため、森林作業道の整備を行う者に対し伊賀市森林作業道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、伊賀市内にある地域森林計画の対象となっている私有林（以下「対象森林」という。）を所有する者（対象森林における森林施業又は木材の集材・搬出の委任を受ける者を含む。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が対象森林において、森林施業及び木材の集材・搬出を目的として行う森林作業道（以下「森林作業道」という。）の作設又は改修を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 三重県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 24 日付け環森第 06-591 号）に示す事項を考慮し、地域の条件に適合した森林作業道を作設し、又は改修するものであること。
- (2) 当該事業により作設し、又は改修する森林作業道の幅員が 2 メートル以上であること。
- (3) 補助金の交付の申請をする日の属する年度（第 5 号において「補助年度」という。）の 3 月 10 日までに完了する事業であること。

- (4) 補助金以外の助成その他これに類するものの対象となる事業（市長が特に認める事業を除く。）でないこと。
- (5) 補助年度の開始の日前5年以内に、同一の場所で補助対象事業を実施していないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算に定める額の範囲内において、次の各号に掲げる森林作業道の整備区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。この場合において、作設し、又は改修する森林作業道の延長に1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 作設 作設する森林作業道の延長1メートル当たり1,000円
- (2) 改修 改修する森林作業道の延長1メートル当たり500円

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、伊賀市森林作業道整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（5万分の1又は2万5,000分の1の地形図で、事業地が確認できるもの）
- (2) 路線図（2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域並びに森林作業道（既設・新設の別）の線形及び作業箇所を色分けして記入したもの）
- (3) 現地写真（森林作業道の起点及び設置箇所の現況が確認できるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、林業従事者又は林業事業体に前項の規定による申請を委任することができる。

3 前項の規定による委任を受けた林業従事者又は林業事業体が当該委任に基づき第1項の規定による申請をするときは、当該委任を受けた旨を証する委任状（様式第2号）を添付しなければならない。

4 第1項の規定による申請は、補助対象者1人につき1年度1回を限度とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、伊賀市森林作業道整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、伊賀市補助金等交付規則第6条第2項に規定する事由により当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、伊賀市森林作業道整備事業補助金変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、これを承認するときは、伊賀市森林作業道整備事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(着手届及び実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、伊賀市森林作業道整備事業補助金事業着手届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、伊賀市森林作業道整備事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 伊賀市森林作業道整備事業補助金交付決定通知書(写し)

(2) 出来高平面図(2,500分の1程度の地形図又は森林計画図に、森林施業区域及び森林作業道(既設・新設の別)の線形、測点番号、作業箇所等必要な事項を色分けし、記入したもの)

(3) 施工写真(森林作業道の起点・中間点・終点における作業前及び作業後の内容が確認できるもの)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で補助金の額を確定し、伊賀市森林作業道整備事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、交付決定の額の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、伊賀市森林

作業道整備事業補助金概算払申請書（様式第9号）により市長に申請しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊賀市森林作業道整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に、伊賀市森林作業道整備事業補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

伊賀市告示第 148 号

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱及び伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年5月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱及び伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第170号）
- (2) 伊賀市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第177号）

附 則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

伊賀市告示第149号

令和3年度伊賀市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業実施要綱等を廃止する告示を次のように定める。

令和5年5月19日

伊賀市長 岡 本 栄

令和3年度伊賀市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業実施要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 令和3年度伊賀市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第232号）
- (2) 令和3年度伊賀市子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第239号）
- (3) 令和3年度伊賀市子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第18号）

附 則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

伊賀市告示第 150 号

伊賀市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年5月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年伊賀市告示第 48 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

伊賀市告示第 151 号

伊賀市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年5月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示
伊賀市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和2年伊賀市告示第204号)
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年5月19日から施行する。

伊賀市告示第 152 号

伊賀市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年5月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示
伊賀市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年伊賀市告示第238号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年5月12日から施行する。

伊賀市告示第 153 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(薬剤師・臨床工学技士 募集)

令和5年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
薬 剤 師	薬剤師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名
臨床工学技士	臨床工学技士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和5年7月7日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年5月22日（月）から6月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、6月23日（金）午後5時15分までの必着とします。

【※】注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 10 月 1 日 (日) 又は令和 6 年 4 月 1 日 (月)
ただし、令和 6 年 4 月 1 日 (月) 採用者は、現在、養成学校在学中の者に限る。

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)】

- ◇ 初任給
(薬剤師) 6 年制大学卒 214,300 円、4 年制大学卒 198,500 円
(臨床工学技士) 大学卒 191,700 円、短大 3 卒 185,200 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.4 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(システムエンジニア 募集)

令和5年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
システム エンジニア	病床数 200 床以上の総合病院でシステムエンジニアとして3年以上勤務実績がある人	昭和 59 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・ 日 時 令和 5 年 7 月 7 日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・ 令和 5 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和 5 年 5 月 22 日（月）から 6 月 23 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、6 月 23 日（金）午後 5 時 15 分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (TEL0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 10 月 1 日 (日)

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)】

- ◇ 初任給
大学卒 175,300 円、短大卒 161,600 円、高校卒 150,100 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.4 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	薬剤師・臨床工学技士 (受験する職種に○をつけてください。)
------	-----------------------------------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)
氏名		
生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)	
フリガナ		
現住所	〒 - TEL - -	
	緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL - -
フリガナ		
連絡先(※2)	〒 - TEL - -	

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	システムエンジニア
------	-----------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日生(満 歳)	
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL - -	
		緊急連絡先(必ず記載してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL - -	

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 156 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年大山田村告示第 26 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

猿野区

代表者の氏名 福路 光宏

代表者の住所 伊賀市猿野 1297 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中尾 清巳

新代表者の氏名 福路 光宏

旧代表者の住所 伊賀市猿野 1410 番地

新代表者の住所 伊賀市猿野 1297 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期途中での退任による変更

伊賀市告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年大山田村告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

平松区

代表者の氏名 松岡 和美

代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉尾 直樹

新代表者の氏名 松岡 和美

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 67 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 158 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 8 年上野市告示第 77 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野センターランド自治会

代表者の氏名 桑原 泰則

代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地の 81

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 伊東 禎弘

新代表者の氏名 桑原 泰則

旧代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 594 番地の 81

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 22 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 159 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 222 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

古田地区自治会

代表者の氏名 新 正明

代表者の住所 伊賀市高尾 5256 番地

2 変更事項

事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市高尾 5199 番地

新事務所の所在地 伊賀市高尾 5185 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 26 日

4 変更の理由

錯誤による修正

伊賀市告示第 160 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 92 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

青山羽根区

代表者の氏名 高北 俊夫

代表者の住所 伊賀市青山羽根 1160 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 花垣 淳美

新代表者の氏名 高北 俊夫

旧代表者の住所 伊賀市青山羽根 731 番地

新代表者の住所 伊賀市青山羽根 1160 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 22 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 161 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 9 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

寺脇区自治会

代表者の氏名 今奥 昌孝

代表者の住所 伊賀市寺脇 840 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 堀 勝一

新代表者の氏名 今奥 昌孝

旧代表者の住所 伊賀市寺脇 547 番地

新代表者の住所 伊賀市寺脇 840 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 162 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 22 年伊賀市告示第 16 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

富岡区

代表者の氏名 富島 隆

代表者の住所 伊賀市富岡 189 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮本 長生

新代表者の氏名 富島 隆

旧代表者の住所 伊賀市富岡 184 番地

新代表者の住所 伊賀市富岡 189 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 163 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 179 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上荒木区自治会

代表者の氏名 葛原 茂樹

代表者の住所 伊賀市荒木 211 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 葛原 宏幸

新代表者の氏名 葛原 茂樹

旧代表者の住所 伊賀市荒木 210 番地

新代表者の住所 伊賀市荒木 211 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 164 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 176 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

出後区自治会

代表者の氏名 川端 清

代表者の住所 伊賀市出後 710 番地の 1

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 重本 敏昭

新代表者の氏名 川端 清

旧代表者の住所 伊賀市出後 380 番地

新代表者の住所 伊賀市出後 710 番地の 1

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市出後 380 番地

新事務所の所在地 伊賀市出後 710 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 208 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川上自治会

代表者の氏名 森岡 茂昌

代表者の住所 伊賀市玉瀧 4290 番地

2 変更事項

旧代表者の氏名 徳村 浩一

新代表者の氏名 森岡 茂昌

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 4513 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 4290 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 26 日

4 変更の理由

代表者の任期満了に伴う変更

伊賀市告示第 166 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年伊賀市告示第 139 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中柘植区

代表者の氏名 佐治 恒夫

代表者の住所 伊賀市中柘植 211 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西田 哲也

新代表者の氏名 佐治 恒夫

旧代表者の住所 伊賀市中柘植 287 番地

新代表者の住所 伊賀市中柘植 211 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 167 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

白檜自治会

代表者の氏名 恵川 俊久

代表者の住所 伊賀市白檜 586 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山盛 雅弘

新代表者の氏名 恵川 俊久

旧代表者の住所 伊賀市白檜 1184 番地

新代表者の住所 伊賀市白檜 586 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更